

「RDF 焼却・発電施設」跡地活用に関する

サウンディング型市場調査実施要領

1. 調査の目的

桑名広域清掃事業組合（以下、「組合」という。）は、三重県（以下、「県」という。）が推進する「RDF 化構想」のもとで県と一体となって資源循環型社会の構築及びごみ処理行政を進めてきました。

県が令和 2 年度末の「三重ごみ固形燃料（RDF）焼却・発電事業」の撤退を表明したことにより、令和元年 9 月に県の「RDF 焼却・発電施設」、組合の「RDF 化施設」は操業を停止しました。

その後、県では、RDF 焼却・発電施設の撤去工事に着手し、令和 5 年 3 月末に完了しました。

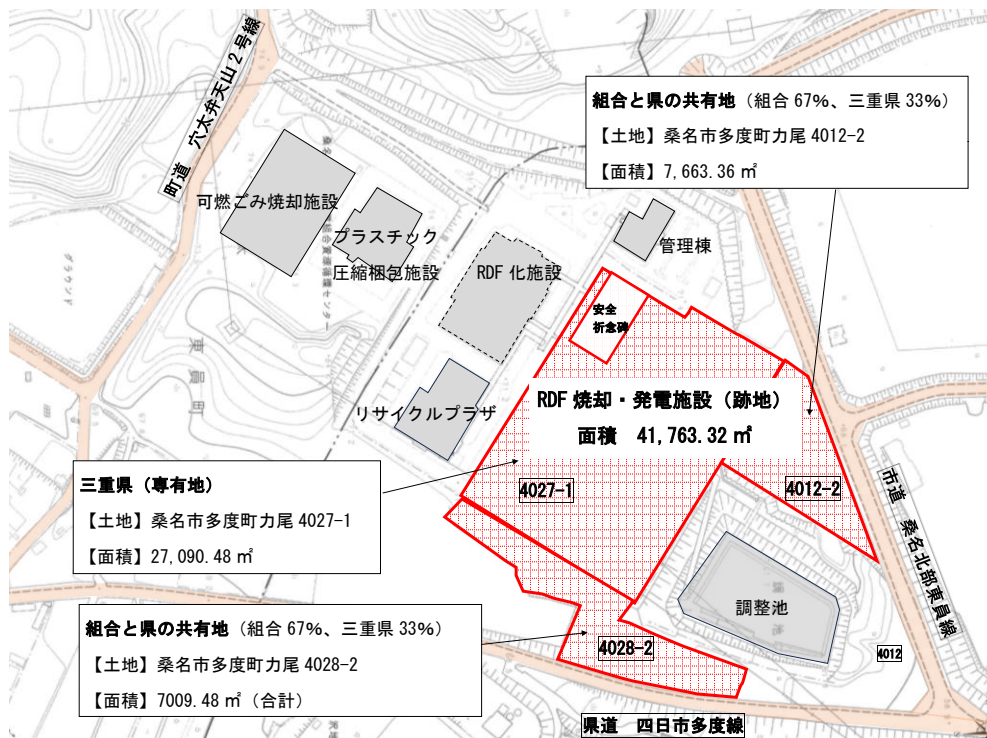
撤去後の「RDF 焼却・発電施設」跡地の活用については、現在まで県、組合構成市町（桑名市、木曽岬町、東員町）、組合の職員で構成する「跡地活用検討委員会」の中で検討を進めております。

今回、将来に向けた土地の有効的な活用方法を検討するため、民間事業者との対話を通し、民間主体の管理・運営方法の可能性を調査するために行うものです。

2. 調査名

「RDF 焼却・発電施設」跡地活用に関するサウンディング型市場調査

3. 調査対象 「RDF 焼却・発電施設」跡地



4. スケジュール

日 程	項 目
令和 7 年 6 月 02 日(月)	① サウンディング募集開始 エントリーシートの提出受付開始
令和 7 年 6 月 06 日(金)	② 現地見学会の事前申込期限
令和 7 年 6 月 10 日(火)	③ 現地見学会の実施（午後 1 時 30 分から）
令和 7 年 6 月 13 日(金)	④ 質問書提出期限
令和 7 年 6 月 20 日(金)	⑤ 質問書回答期限
令和 7 年 6 月 27 日(金)	⑥ エントリーシート提出期限 ※サウンディングを提案される場合は、必ずエントリーシートを提出してください。
令和 7 年 7 月 04 日(金)	⑦ サウンディング募集締切（サウンディング提案書提出期限）
令和 7 年 7 月中旬	⑧ サウンディングの実施（提案事業者との対話）
令和 7 年 7 月 25 日頃	⑨ サウンディングの結果公表

5. 対象土地の基本情報

(1) 土地登記簿

所在地	地番	面積	所有権
桑名市多度町 力尾字沢地	4027 番 1	27,090.48 m ²	三重県（100％）
	4012 番 2	7,663.36 m ²	桑名広域清掃事業組合（67％）、 三重県（33％）
	4028 番 2	7,009.48 m ²	
		41,763.32 m ²	

(2) 都市計画法による制限

都市計画施設：桑名都市計画ごみ処理場(桑名広域資源循環型ごみ処理場)

地区計画：多度力尾地区地区計画

区域区分：市街化調整区域

6. サウンディング提案内容

(1) 土地利用の基本的な考え方

対象地内には、組合がごみ処理施設を管理運営するために必要な雨水排水管や調整池などが整備されており、現在、組合用地と一体不可分な土地利用がなされております。

また、今後の人口減少や環境問題への対応、効率的な施設更新による土地利用計画の見直しなどを見据え、組合では、将来的にも県用地を含めた一体的な土地利用が必要になるものと見込んでおります。

以上より、今後、組合主体で対象地を利用する予定ではありますが、将来的なごみ処理施設更新までの間（25 年間程度を想定）、長期的な土地利用が図れることから、今後の土地の活用方法についてご提案をいただきたいと考えています。

なお、提案にあたっては、以下の条件を満足するような提案内容とすることをお願いいたします。

- ① ごみ処理施設の運営に支障がない計画であること。
- ② 原則、現況の地盤レベルで活用でき、造成については、乗り入れ部分等最小限の範囲で実現可能な計画であること。
- ③ 将来的なごみ処理施設の更新に際して、支障なく原状回復が可能な計画であること。
- ④ 脱炭素社会の推進や地域の振興など、環境施策に資する活用を行うこと。
- ⑤ 都市計画法の変更手続きが不要な計画とすることで、早期に事業実施が図れること。
- ⑥ 土地活用は、組合からの土地貸借を基本とします。

(2) 対話内容

「5.対象土地の基本情報」や「6.(1) 土地利用の基本的な考え方」を踏まえ、土地活用のコンセプト、実施事業の内容など、今後の土地の利活用の参考になる事項について、ご意見、ご提案をお願いします。なお、現状の土地については、組合からの土地貸借を基本とします。

土地の賃料等については事業者からの提案をもとに決定いたします。

なお、近隣住民等の生活環境上好ましくない場合や関係法令に抵触する場合のご提案はお受けできない場合があります。

7. サウンディングの提案者

(1) 提案者自らが事業の実施主体となる意向を有する法人、又は個人事業者であること。

また、複数の企業により 1 件の提案をすることもできますが、その場合は、代表企業名及び担当者等を明確に決めたうえでご提案ください。

(2) (1) に該当する方であっても、次に掲げる者は提案をお受けできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者
- ② 募集期間内に組合、桑名市、木曽岬町、東員町のいずれかから入札参加資格停止又は入札参加保留となっている者
- ③ 桑名市税、木曽岬町税、東員町税、法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者
- ④ 桑名広域清掃事業組合の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 26 年告示第 9 号）に規定する排除の対象となる法人等に該当する者
- ⑤ 政治的・宗教的な関連性や要素がある者
- ⑥ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 92 条の 2、第 142 条（準用規定含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触する者
- ⑦ 公共性、公平性に問題がある等、組合が公民連携事業として進めていくにあたりふさわしくないと判断する者

8. 現地見学会の開催

- (1) 日時 令和 7 年 6 月 10 日(火) 午後 1 時 30 分から
- (2) 場所 桑名広域清掃事業組合
- (3) 申込方法 現地見学を希望する場合は、次の事項を明記して郵送、F A X又はEメールの何れかの方法により令和 7 年 6 月 6 日(金) (必着) までに「16.連絡先」の【提案書等提出先】まで事前に申し込みをしてください。
F A X及びEメールの場合は、着信確認のため電話で連絡をお願いします。
 - ① 会社等の所在地、名称、代表者名
 - ② 参加される方の所属部署、氏名及び連絡先（電話番号）ただし、1 団体 3 名までとしてください。

9. 質問書の提出

- (1) 提出期限 令和 7 年 6 月 13 日(金) (必着)
- (2) 提出先 「16.連絡先」の【提案書等提出先】
- (3) 提出方法 Eメールにより提出してください。Eメールのタイトルを「RDF 跡地活用サウンディング質問書」として、質問内容はできる限りメール本文に記入してください。
Eメール送信後、着信確認のため電話での連絡をお願いします。
- (4) 回答方法 回答については順次桑名広域清掃事業組合ホームページにて公開することとします。
令和 7 年 6 月 20 日(金)までには全ての質問の回答を公開します。
ただし、質問者の名称等は非公開とします。

10. エントリーシートの提出

- (1) 提出期限 令和 7 年 6 月 27 日(金) (必着)
- (2) 提出先 「16.連絡先」の【提案書等提出先】
- (3) 提出方法
別紙様式 1 により郵送、F A X、Eメールの何れかの方法により提出してください。
F A X及びEメールの場合は、着信確認のため電話で連絡をお願いします。

11. サウンディング提案書の提出

- (1) サウンディング提案書
サウンディングを提案される場合は別紙様式 1 エントリーシート及びサウンディング提案書を「4.スケジュール」に記載した期限内にそれぞれ提出してください。
サウンディング提案書は、A 4 用紙を使用し、様式は任意とし枚数の制限はありません。

ただし、別紙参考様式に準拠して作成してください。

図面等を添付する場合は A 3 用紙も可とします。

(2) 提出期限 令和 7 年 7 月 4 日(金) (必着)

(3) 提出先 「16.連絡先」の【提案書等提出先】

(4) 提出方法

提出部数は 6 部お願いします。

持参する場合は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土日・祝日を除く）

郵送の場合は、令和 7 年 7 月 4 日(金)必着とします。

12.サウンディングの実施

サウンディングの実施日については、募集締切後、サウンディングの提案者にメールにて通知します。

提案書以外の補足資料の提出は認めますが、6 部用意して下さい。

映像による説明を希望する場合、スクリーンは提供しますが、プロジェクター、パソコン等は提案者にてご用意下さい。

対話時間については、1 時間（説明 30 分、質疑等対話 30 分）程度を想定しています。

13.サウンディングの実施結果の公表

サウンディングの実施結果については、概要を桑名広域清掃事業組合ホームページにて公表します。

ただし、提案事業者の名称、所在地等及び提案内容の中で独自のノウハウ等に基づくものは非公表とします。

また、公表に際しては、提案事業者に公表する内容を確認したうえで行います。

14.サウンディング調査後の事業の進め方

組合の施策に最も合致した提案を選定し、必要な条件を付けて公募のための仕様書を作成します。

なお、提案内容や利活用案が公募条件等に反映される可能性があります。

15.その他の留意事項

(1) 提案書等の作成及び現地見学会の参加等、本調査に要する費用は全て提案事業者の負担とします。

(2) 必要に応じて対話の追加（文書によるものも含む。）をお願いする場合がありますので、その節はご協力をお願いします。

(3) 本調査は、RDF 焼却・発電施設跡地活用の方向性を検討するための調査であり、今後の事業内容や実施事業者を決定するものではありません。

また、本調査を踏まえた事業者の公募に際し、本調査の参加実績が優位となるものではありません。

(4) 提案書等についての著作権は作成者に帰属しますが、提出された提案書等は返却しませんのでご了承

承願います。

(5) 提案書等に虚偽の記載があった場合は、失格となることがあります。

16.連絡先【提案書等提出先】

〒511-0125 三重県桑名市多度町力尾字沢地 4028 番地

桑名広域清掃事業組合 業務課 (土日・祝日は除く)

担当者：佐藤正弘、川畑真砂樹

電話：0594-31-1031、 F AX：0594-31-1032、 E メール：kseisom@city.kuwana.mie.jp